林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定によって、次の者を生産事業者登録簿に登録した。

令和七年二月三日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

登録番号	生産事業者の氏名又は名称	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事務所の所在地
七―九九	株式会社三次マルツキ園芸	広島県三次市和知町二三六九番地三	幼苗の育成・幼苗以外の苗木の育成	株式会社三次マルツキ園芸	広島県三次市和知町二三六九番地三